

中央会 機関誌

CROSSTALK

Vol. **72** 2019.9



(松江市) 2019 松江水郷祭

毎年8月上旬頃に開催される、松江市の夏祭り。昭和4（1929）年に第1回が開催され、今日まで続いている。夜になると宍道湖湖上より打ち上がる花火は、松江市の夏の風物詩として多くの人々に親しまれている。天候等の影響により打ち上げが1日のみとなる年もあり、今年は2年ぶりに2日間の開催となり、2日間にわたって計13,000発の花火が人々を楽しませた。

島根県中小企業団体中央会



島根県中央会HP



〈巻頭特集〉組合紹介

地域の皆様を『姿勢』を通して健康に



今月は、島根県カイロプラクティック協同組合をご紹介します。

島根県カイロプラクティック協同組合は、カイロプラクティックに限らず多くの手技療法家の活動支援・地域の方々への啓蒙活動を目的に発足しました。

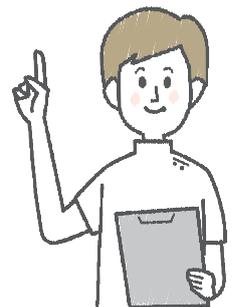
姿勢や健康に関する講習会、研修会の取り組みや組合員のスキルアップ研修、また、今後の展望等についてお話を伺いました。

組合発足の経緯について

当組合は、平成9年に島根県内のカイロプラクティック業または手技療法を業とするものの協同組合として設立いたしました。

全国でも同時期に、岡山県・兵庫県・東京都など多数の組合が設立し、カイロプラクティック業が職業として認知される先駆けとなりました。事業者支援のための内部研修はもとより、外部向けに一般の皆様を対象にしたイベントや講演会、シンポジウムなどを通して、手技療法の必要性・安全性を謳って参りました。

厚生労働省認可 日本カイロプラクティック協同組合連合会（JFCP）にも加盟し、全国の組合と連携しています。平成28年には組合内に姿勢調整師が増え、姿勢調整師会も出来て、積極的に活動しています。



講習会、研修会等のイベントについて

平成30年に、健康科学理学博士をお招きして、姿勢と健康の関わりを学ぶ「姿勢科学講演会」を姿勢調整師会主催で行いました。会場は、出雲市ビッグハート白のホールで、姿勢に興味のある一般の方100名あまりにご参加いただき、講師との茶話会においても講師の先生が質問攻めを受けるほど大盛況でした。

また、ウォーキングレッスンと姿勢の講座では、姿勢の大切さを理解した後、綺麗な歩き方のトレーニングを受けて、来場者も楽しい時間を過ごしていただきました。

最近では、教職員組合や社会福祉協議会、PTAなどから「健康」「姿勢」に関する研修会のご依頼なども増えてきています。

姿勢科学講演会
～姿勢工学、姿勢医学の知識でいきいき人生～
平成30年 8/19(日) 健康であなただけの「出来る。」が増えていく

「姿勢」と聞くと、見た目のキレイさを連想される方がほとんどですが、この講演会は見た目でいい姿勢の奥深さを知ることができる貴重な機会です。
姿勢科学は大学教育であり、新しい分野の学問です。自分の健康と、これから先のいきいき人生を送るため、特に学生の方は将来の進路先としてこの講演会がきっと役に立つことでしょう。

時間 14:00～15:30(受付開始13:30) チケット購入先
会場 ビッグハート出雲 白のホール 鳥根県姿勢調整師会事務局
出雲市塩冶町267-1
TEL 0120-297-055
講師 健康科学理学博士 <姿勢科学専門> ※筋肉・骨格・神経の専門 ビッグハート出雲
TEL 0853-20-2888
チケット 前売り券 1,000円(税込)
(種別により異なります。事前にお申し込みください。)

主催：鳥根県知事認可
鳥根県カイロプラクティック協同組合 姿勢調整師会
後援：出雲市、出雲市教育委員会、鳥根日々新聞、出雲ケーブルテレビ

組合員の知識・技術力向上のための取り組み

組合員は知識の向上と安心・安全な技術を提供することで、地域の皆様の健康維持に役立ち、ひいては健康寿命の伸延に役立つと感じています。

当組合が加盟しているJFCPが主催する「安全技術講習会」では毎年数回、厚生労働省から講師を招いたり、医師による医療倫理等の研修などを開催しており、組合員は積極的に参加し、技術力や知識の向上を図っています。

提携しているアメリカのウェスタンステーツ大学から毎年講師を招いて開催される「国際セミナー」では、技術はもとより海外のカイロプラクティックや手技療法の現状なども学び、組合に加盟していない手技療法家にも広く学びの場を提供しています。



どちらも沢山の療法家の先生方に参加していただきたい研修ですので、興味のある方は組合にご連絡いただければと思います。

今後の事業、将来の展望について

今、政府が「健康企業」の取り組みに力を入れています。「健康は体の土台・姿勢から」を大きなテーマとして掲げ、企業の従業員の皆様の健康支援のお手伝いをさせて頂ければと思っています。

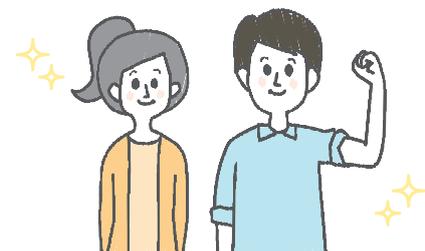
具体的には、当組合の姿勢科学士、カイロプラクター、姿勢調整師が 研修や施術体験・姿勢検査などを行うことが出来ます。ご希望の組合様・企業様がありましたらご提案に伺わせていただきたいと思います。

将来、医療費削減につながる私たち組合の取り組みがより多くの方々のお役に立てることを強く望んでいます。

ありがとうございました。

組合情報

名称：鳥根県カイロプラクティック協同組合
所在地：〒693-0022 鳥根県出雲市塩冶町267番地1
組合員数：6名
事業内容：共同購買事業、共同啓発・宣伝事業、講習会事業等



RPA で仕事が 変わる

Robotic Process Automation

第2回 RPAを提供する企業でのヒアリング1



H-ITCom 代表
廣澤 博

《プロフィール》

ITコーディネータ（経済産業省推進資格）
総務省電子政府推進員
日本感性工学会 会員
専門分野：経営改善・業務改善支援、
事業計画・戦略マップ作成支援、
情報教育支援・IT導入支援
h-info@hitcom.com

前回記述したように、今回と次回は、県内でRPAのツールを提供されている企業さんからヒアリングした内容をまとめます。今回は日本システム開発株式会社西日本支社（松江）にて、クリエイティブセールス部の岩崎将大（いわさきまさひろ）さんからお話を伺いました。

● RPAをどのようなお客様へ導入されたのですか

弊社が開発したRPAツールであるEòRPA（エウロパ）を紳士服のAOKI様に昨年導入頂きました。その他のお客様の業種は、主に製造業（事務部門）となり、その数は20社ほどになります。従業員規模としては100人前後のお客様が中心になっています。

いずれのお客様も人手不足からRPAを活用したいというお話があり、提案をさせて頂きました。島根県内では雲南市にある50人規模の製造業のお客様に導入させて頂いています。

● お客様からよく質問されることは何ですか

お客様から多い質問は、どのようにRPAツールを活用する業務を選定したら良いのかというものになります。社内にシステム担当部門がない多くのお客様にとって、業務の整理をどうすべきかが課題になります。弊社ではその課題から対応を行っています。お客様の状況としては以下のパターンになります。

- (1) RPAツールを活用したい業務が選定されている
- (2) RPAツールを活用したいが全く業務整理が出来ていない

後者の場合、システムエンジニア業務のようにヒアリングから実施して、業務の整理を行っています。また、前者も含め、作業整理シートを弊社では準備していますので、まずはどのような場合もお客様の業務を確認させて頂いてから提案を行っています。

● 業務を整理するツールを持っていますか

業務を確認するために、ツールも活用して頂いています。お客様に画面上で作業を実施して頂き、当該作業を画面と合わせて入力ステップ毎に記録するflowMというツールになります。イメージとしては簡易マニュアルが作成できるというものです。人によっては処理手順が異なる場合もあるため手順そのものを整理し、再度詳細ヒアリングを行った後、RPAツールを活用できる部分について提案をさせて頂きます。

実はこのツール、マニュアル作成に困っているお客様にも利用いただいています。弊社の強みはヒアリングから導入までを含めたワンストップのサービスになると考えています。



図1.EòRPA

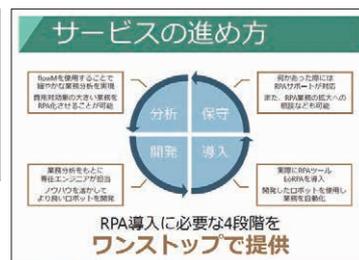


図2. ワンストップサービス

● RPA導入後のRPAへの質問や業務改善の質問はありますか

RPAツールの多くは1つの処理などスモールスタートです。結果を見て効果が顕在化すると、社内でもより拡充するための考え方が欲しいとおっしゃいます。その場合、まずは基本的な内容をお伝えすることを重視しています。インプットの形式とアウトプットの形式が決まっていれば業務のパターンが明確になっていればRPAに適していることをお伝えしています。

● RPA導入した後に発生した課題はありますか

いくつかありますが、他のツールの影響でシナリオ（RPAツールの処理）が停止するということがありました。このような場合、弊社のツールは利用現場で簡単な修正ができないため、主にリモートで対応しています。今までの課題対応から、より良いものにするため、EòRPAに変更を加えることを現在検討しています。

● RPAを一步すすめてのシステム導入は

業務改善のためにシステムをより良いものにしたいというお客様と、既存のままというお客様がいらっしゃいます。そこを見極めてのご提案とさせて頂いています。



図3. パンフレットを持つ西日本支社の富田さん

● 今回のまとめ

RPAツールを提供する企業さんもお客様の事前の業務整理が重要と認識されているようです。前もって大まかにでも業務の流れを整理して、ツール提供企業からの提案を受けることが、より効果的なRPAツール導入に繋がると感じました。

大企業の働き方改革の 影響による中小企業への 「しわ寄せ」対策



特定社会保険労務士
村松 文治

《プロフィール》

【事務所】 社会保険労務士法人 村松事務所
 【事業内容】 経営人事のコンサルティング、社会保険労務士業務、給与計算代行
 【得意分野】 労務管理全般。特に就業規則や各種助成金の申請、雇用管理・労災の相談については専門。
 【連絡先】 松江市学園南1-2-1くにびきメッセ(西棟)6F
 TEL : 0852-29-0558 FAX : 0852-29-0559

◆働き方改革と「しわ寄せ」

6月26日、厚生労働省は、中小企業庁・公正取引委員会とともに『大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止のための総合対策』（以下「しわ寄せ対策」といいます）を策定したと公表しました。

働き方改革関連法が今年4月に施行され、大企業における働き方改革（時間外労働の上限規制等）は一定の成果を上げています。その一方で懸念されているのが、“大企業の働き方改革に伴う下請等中小事業者へのコスト負担を伴わない短納期発注等の下請法等違反”（以下「しわ寄せ」といいます）です。

◆「しわ寄せ」具体例

「しわ寄せ」の具体例として、厚労省資料では下記のような事例を挙げています。

- 買ったたき
 (例：短納期発注により、休日対応を余儀なくされ、人件コストが増大したにもかかわらず、通常の単価とされた)
- 受領拒否
 (例：受注後、一方的に納期を短く変更されたため、やむを得ず長時間勤務により対応したものの納期に間に合わず、納入遅れを理由に受領を拒否された)
- 不当な経済上の利益要請
 (例：商品発注に関するデータのシステム入力という発注者側の業務を、無償で代行するよう強いられた)

◆「しわ寄せ対策」の4本柱

下記①～④を柱に、中小企業に時間外労働の上限規制が適用される令和2年4月までに具体的な取組みをすとされています。

- ① 関係法令等の周知広報
 (労働局・労基署がリーフレット等を活用して周知、ほか)
- ② 労働局・労基署等の窓口等における「しわ寄せ」情報の提供
 (寄せられた「しわ寄せ」の相談情報を地方経産局に提供)
- ③ 労働局・労基署による「しわ寄せ」防止に向けた要請等・通報
 (下請事業者に対する監督指導において、労働基準関係法令違反が認められ、その背景に「しわ寄せ」が疑われる場合、公取委・中企庁に通報、ほか)
- ④ 公取委・中企庁による指導及び不当な行為事例の周知・広報
 (「しわ寄せ」について、公取委・中企庁が、下請法等に基づき厳正対応、ほか)

そもそも「しわ寄せ」は下請法や独占禁止法等に違反する行為ですが、今後はより厳しい目で見られます。自社が「しわ寄せ」を強いていないか、また、他社から強いられてはいないか、注視していきましょう。

【厚生労働省「大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止のための総合対策」を策定しました】
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05446.html



島根県中央会 通常総会 開催

去る6月20日（木）、松江市内にて島根県中央会令和元年度通常総会を開催しました。杉谷会長の開会挨拶の後、島根県知事（代理：商工労働部次長）太田史朗様、島根県議会議長 中村芳信様のほか、ご来賓よりご祝辞をいただき、議案審議に入り、全議案が原案通り承認されました。



また、総会に先立ち、永年勤続役職員表彰式を行い、知事感謝状4名、中央会会長表彰（役員）10名、（職員）9名の方々が受賞されました。

総会および理事会後の懇親会では、島根県知事 丸山達也様よりご祝辞をいただき、盛会裏にて終了いたしました。

●島根県知事感謝状（順不同・敬称略）

山下 信夫（島根県繊維工業協同組合 / 理事長） 赤沼 高男（島根県電気工事工業組合 / 理事長）
高原美津男（浜田魚商協同組合 / 理事） 矢田 信一（島根県電気工事工業組合 / 理事）

●中央会会長表彰／役員（順不同・敬称略）

安達 昌（島根県電気工事工業組合 / 理事） 川平 正男（石州和紙協同組合 / 理事長） 高野 修（出雲新町商店街振興組合 / 理事長）
常松 則義（島根県交通安全施設事業協同組合 / 理事） 田代 真一（協同組合インディペンデンス / 理事） 佐藤 誠一（島根県酒造協同組合 / 副理事長）
神門 敦（大田建設業協同組合 / 理事） 古藤 年雄（松江建設業協同組合 / 理事） 森口 裕行（江津環境保全事業協同組合 / 理事長）
松原 一夫（安来建設業協同組合 / 理事）

●中央会会長表彰／職員（順不同・敬称略）

萩原 朱美（島根県電気工事工業組合 / 職員） 森山 美和（出雲新町商店街振興組合 / 職員） 中島 裕（松江広域再生資源協同組合 / 総括）
吉岡 薫（松江広域再生資源協同組合 / 主任） 田村 浩（松江広域再生資源協同組合 / 主任） 池田 源（松江広域再生資源協同組合 / 主任）
上野 太（松江広域再生資源協同組合 / 主任） 大田 博子（協同組合インディペンデンス / 職員） 三和 修（協同組合島根県鐵工 / 係長）

島根県中小企業団体青年部連合会

平成31年度（令和元年度）通常総会・記念講演 開催



去る6月24日（月）、松江市内にて島根県中小企業団体青年部連合会平成31年度（令和元年度）通常総会並びに記念講演を開催しました。

当日は記念講演として、山陰合同銀行 営業統括部 商品企画グループ 副調査役 佐々木 亮太 氏をお招きし、「金融機関がすすめるキャッシュレス決済」についてご講演いただきました。

講演では、島根県内のキャッシュレス化（クレジットカード利用）率や県内市町村別のクレジット利用動向、QRコード決済や生体認証決済の多様化に伴うキャッシュレス導入のメリットと活用法、スマートフォン決済アプリ「J-Coin Pay」の概要等についてご説明いただきました。

訪日旅行客の増加により、キャッシュレス決済への関心は益々高まっています。その中で、「クレジットカードが使える」または「スマートフォン決済が可能である」等といった店舗側からのアピールには旅行客の消費を助長する効果があること、その結果として集客増加の効果が見込まれるというお話もあり、出席者は熱心に耳を傾けていました。

キャッシュレス・消費者還元事業研修会 開催

去る6月26日（水）、出雲市内にて島根県共同店舗協同組合連合会令和元年度通常総会並びに研修会を開催しました。

通常総会後の研修会では、中小企業診断士 榎本健次氏を講師にお迎えし、『キャッシュレス・消費者還元事業の概要について』と題して、ご講演いただきました。

本講演では、キャッシュレス決済における事業者側・消費者側のメリットや、キャッシュレス・消費者還元事業の概要、実施スケジュール、対象となる支払い方法（クレジットカード、デビットカード、電子マネー、QRコード決済等）について詳しくご説明いただきました。



日本のキャッシュレス化が進まない大きな理由として、決済事業者に対して各社が定めた手数料を支払う必要があること、そして、キャッシュレス決済のための環境整備が中小事業者や店舗の負担になっていることが挙げられますが、今回のキャッシュレス・消費者還元事業は、コストの面から事業者の費用を一部負担することで、キャッシュレス化を推進しようとするのが狙いであり、出席者は熱心に聞き入っていました。

また、スマホで簡単に利用できるスマホ決済アプリや各社キャンペーンの情報が話題になっていることもあり、各店舗の情報交換も盛んに行われました。

令和元年度通常総会・第1回研修会 開催



去る7月19日（金）、松江市内にて島根県中小企業組合士協会令和元年度通常総会並びに第1回研修会を開催しました。

通常総会後の研修会では、糸原社労士事務所 代表 社会保険労務士 糸原るい氏を講師にお迎えし、『人が集まる会社をつくる ～働き方改革法改正をチャンスに～』と題して、ご講演いただきました。

本講演では、2019年4月から施行となった「働き方改革関連法案」（正式名称：働き方改革を推進する法律案）において主軸とされる長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保等について、企業が求められる対策や労務管理のポイントを丁寧に解説していただきました。



講演後の質疑応答では、事業規模や雇用人数に関わらず全ての企業において対策が迫られる“年次有給休暇の取得義務”への対応について参加者から質問が寄せられ、参加者の関心の高さがうかがえました。

令和元年10月1日から消費税の軽減税率制度が実施されます

令和元年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

軽減税率(8%)の対象品目

- 飲食料品** 飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除きます。）をいい、一定の一体資産を含みます。
 外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。
- 新聞** 新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲》



- 全ての事業者** 飲食料品の売上げ・仕入れの両方がある課税事業者の方
 売上げや仕入れについて、取引ごとの税率により区分経理を行うことや、区分記載請求書等を交付する必要があります。
- 飲食料品の売上げがなくとも、飲食料品の仕入れ（経費）がある課税事業者の方
 仕入れ（経費）について、取引ごとの税率により区分経理を行う等の対応が必要となります。
- 免税事業者の方** 課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

次回（CROSSTALK 11月号）は、区分記載請求書等保存方式について概要やポイント等を解説します。

令和元年度 中小企業組合検定試験 令和元年12月1日(日)

いま、中小企業組合には、ガバナンスの充実が求められており、広く社会の信頼を高め、社会的責任を果たすには、組合運営の経験と専門知識を備えた人材が必要です。組合の業務を執行する役員、実務を担う職員の方々すべてに挑戦していただきたい資格です。ぜひ、あなたのチャレンジを期待します！

● 受験資格	特になし <small>ただし、組合士として認定されるには組合等での実務経験が必要です。</small>	● 願書受付期間	令和元年9月2日(月)～10月15日(火)
● 試験科目	組合会計 組合制度 組合運営	● 受験料	5,000円 (一部科目免除者は3,000円)
● 試験日	令和元年12月1日(日)	● お問い合わせ先	お申し込み方法など詳しいことは、最寄りの都道府県中小企業団体中央会または全国中小企業団体中央会 (TEL.03-3523-4907)までお問い合わせください。
● 試験地	札幌・青森・仙台・秋田・郡山・さいたま・東京・長野・静岡・名古屋・大阪・松江・岡山・広島・山口・高松・福岡・長崎・大分・鹿児島・那覇	<input type="text" value="組合士"/> <input type="button" value="検索"/>	

主催/ 全国中小企業団体中央会 後援/ 中小企業庁 協力/ 都道府県中小企業団体中央会